

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F
TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789
Email info@yodogawaroukyou.gr.jp
URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp



当協会の
Facebook を開設
しました！
最新の人事労務
ニュースを配信
しております。



Monthly Hot News

新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが5類感染症になりました

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、2023年5月8日から「5類感染症」になりました。

◆ 感染した場合の考え方について（厚労省 HP より抜粋）

新型コロナ患者や濃厚接触者に対して、感染症法に基づく外出自粛は求められなくなります。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さには個人差がありますが、発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています。

発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、**特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高い**ことに注意してください。

新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか？

(1) 外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、**発症日を0日目（※1）として5日間は外出を控えること（※2）、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見る**ことが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）やむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

(2) 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

◆ マスクの着用の考え方について（厚労省 HP より抜粋）

2023年3月13日以降、マスクの着用は、**個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本**となりました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、ご配慮をお願いします。ただし、感染拡大防止対策としてマスクの着用が効果的な場面においては、マスクの着用を推奨します。

<着用が効果的な場面>

◇高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では**マスクの着用が推奨**されます。

- ・医療機関受診時
- ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（注）に乗車する時（当面の取扱いになります）

（注）概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除きます。

◇新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策として、**マスクの着用が効果的**です。

<事業者における対応>

◇マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、**事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容**されます。

（例）・客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対しマスクの着用を求めること

・会議室等で対面の距離を十分に確保できず、長時間の会話を行う場合にマスクの着用を求めること

2023年4月から雇用関係助成金ポータルで電子申請可能になりました

ステップ 1

2023(令和5)年4月から、キャリアアップ助成金正社員化コース・
トライアル雇用助成金一般トライアルコースの電子申請が開始します。

ステップ 2

2023(令和5)年6月から、その他の雇用関係助成金の電子申請が開始します。

雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

- | | | | |
|---|---|---|--|
| <p>1 再就職支援関係の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働移動支援助成金 | <p>2 転職・再就職拡大支援関係の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途採用等支援助成金 | <p>3 雇入れ関係の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアル雇用助成金
(一般トライアルコースは4月から) ・地域雇用開発助成金 | <p>4 雇用環境の整備関係等の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保等支援助成金 ・通年雇用助成金 ・キャリアアップ助成金
(正社員化コースは4月から) |
| <p>5 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援等助成金 | <p>6 人材開発関係の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材開発支援助成金
(事業展開等リスティング支援コースを除く) | | |

電子申請の3つのポイント

POINT 1

利便性の向上



来所が不要であるため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。

POINT 2

負担の軽減



一度入力した情報の一部は繰り返し自動で反映させることができます。

POINT 3

いつでも使える



窓口が閉まっている時間でも、いつでも申請・申請状況の確認ができます。
※メンテナンス時間を除きます

2023年度から大学生等のインターンシップの取扱いが変わります

- 2022年6月、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(3省合意)を改正し、大学生等のキャリア形成支援に係る取組を類型化するとともに、一定の基準を満たしたインターンシップで企業が得た学生情報を、広報活動や採用選考活動に使用できるよう見直されました。

(「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」(経団連と大学関係者で構成)が2022年4月に公表した報告書を踏まえた見直しです。題名も「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」に改められています。)

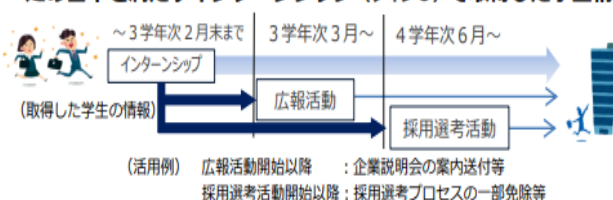
- この改正は、2025年3月に卒業・修了する学生(学部生ならば2023年度に学部3年生に進学する学生)が、2023年度に参加するインターンシップから適用されます。

改正のポイント

- ① インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組を4つに類型化

「インターンシップ」とは称さない		「インターンシップ」と称して実施	
就業体験を必須とせず、「個社・業界の情報提供等」や「教育」が目的		就業体験が必須 「自身の能力の見極め」や「評価材料の取得」が目的	
タイプ1 オープン・カンパニー	タイプ2 キャリア教育	タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ	タイプ4 高度専門型インターンシップ(試行)

- ② 一定の基準を満たすインターンシップ(タイプ3)で取得した学生情報を、広報活動・採用選考活動の開始時期以降に限り、それぞれ使用可能



【一定の基準とは】

- ・就業体験要件(実施期間の半分を超える日数を就業体験に充当)
- ・指導要件(職場の社員が学生を指導し、学生にフィードバックを行う)
- ・実施期間要件(汎用能力活用型は5日間以上。専門活用型は2週間以上)
- ・実施時期要件(卒業・修了前年度以降の長期休暇期間中)
- ・情報開示要件(学生情報を活用する旨等を募集要項等に明示)